



島根県報

令和4年1月7日（金）

第 275 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

退職手当支給細則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可 (農 村 整 備 課) 4

【公 告】

公共測量の実施（2件） (技 術 管 理 課) 4

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 5

【特定調達公告】

県立学校校内LAN無線アクセスポイント増設業務（その2）に係る随意契約の
相手方等 (教 育 施 設 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇退職手当支給細則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備（第5条・様式第2号—様式第8号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

退職手当支給細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第3号

退職手当支給細則の一部を改正する規則

退職手当支給細則（昭和29年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項本文中「受給資格証」の次に「及び同項に規定する理由を証明する書面」を加える。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第1条関係）

委 任 状

住 所
受 任 者
氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、退職手当の受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所
委 任 者
氏 名

Ⓜ

様式第4号中「（ 年 月 日交付）」を「文書番号（ 年 月 日交付）」に改め、「㊟」及び「㊦」を削り、同様式注意事項1中「して印をおす」を「する」に改める。

様式第5号中「取扱者印」を「取扱者」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式注意事項1中「これに」の次に「その理由を証明する書面及び」を加える。

様式第7号中「㊦」を削る。

様式第8号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の退職手当支給細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を令和3年12月24日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年1月7日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について近畿中国森林管理局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和3年12月14日から令和4年3月11日まで
- 3 作業地域
島根県

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
令和3年12月16日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
益田市の一部

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
大田市仁摩町大国字五丁23番3の一部、25番1、25番2、25番3、25番4、25番5、25番9の一部、25番10の一部、25番11の一部、25番12、37番1の一部、37番2の一部、37番4、41番1、42番1の一部、43番1、44番1、45番2の一部、54番、55番1、56番1、57番1、57番2、58番の一部、64番1、64番2の一部、66番の一部、25番2地先から58番地先まで
面積 15,533.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大田市大田町大田口1111番地
大田市長 楳野 弘和

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年1月7日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 件名及び数量
県立学校校内LAN無線アクセスポイント増設業務（その2） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年11月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島町三丁目2番13号
- 5 随意契約に係る契約金額
42,314,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。